

令和3年度

◎例年、生活習慣病予防健診の対象となる方がいる事業所様へ、当協会へご提出いただくための生活習慣病予防健診申込書をお送りしておりましたが、令和2年度より、当協会へのお申込み手続きは不要となりました。

◎この一覧は、申込書に代えて、生活習慣病予防健診の対象となる方をお知らせするためのものです。令和3年1月時点で当協会に加入している方が印字されています。

◎年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

[illegible]